

平成27年6月1日

法人向けインターネットバンキングをご利用のお客様へ

島根中央信用金庫

法人向けインターネットバンキングの被害補償について

島根中央信用金庫では、昨今、全国的に拡大しているインターネットバンキングを悪用した不正送金被害の状況を踏まえ、下記のとおり、預金等の不正な払戻しによる被害に対し補償を行う制度を新たに設けることといたしました。

お客様に各種セキュリティ対策を実施していただくことを前提に、不正な払戻し被害が発生した場合に、1口座につき年間1,000万円を上限として補償させていただくものです。

記

- 補償開始日 平成27年6月1日（月）
- 補償金額 1口座につき最大1,000万円

なお、以下の場合には、補償の対象となりませんのでご注意ください。

【被害補償の対象とならない主な場合】

1. お客様から被害調査のご協力が得られない場合
2. 警察に対して被害届を出されない、被害事実等の説明や捜査へのご協力を行っていただけない場合
3. 不正利用による被害が発生した翌日から30日以内に当金庫へ事故の届出を行っていただけなかった場合
4. お客様（従業員等含む）の故意もしくは重大な過失による被害
5. 他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用による被害
6. 天変地異、戦争、暴動等の社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合
7. 端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた場合

これらの状況を判断することについては、お客様の申告、当金庫の調査（警察および保険会社による調査も含みます）により、当金庫が検討・判定した結果に基づきます。

「インターネットバンキングをご利用のお客さまのセキュリティ対策について」を参考に対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

インターネットバンキングをご利用のお客さまのセキュリティ対策について

インターネットバンキングにおける不正送金被害が全国的に増加しています。

インターネットバンキングをご利用のお客さまにおかれましては、以下のセキュリティ対策を実施してください。

なお、インターネットバンキングにログインした際に不審な入力画面等が表示された場合、ID・パスワード等の情報を入力せず、当金庫にご連絡ください。

1. インターネットバンキングをご利用のお客さまは、以下の対策を実施してください。

インターネットバンキングをご利用のお客さまに実施していただくセキュリティ対策	
①	インターネットバンキングに使用するパソコン（以下、単に「パソコン」という。）に関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新する
②	パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を中止する
③	パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで使用する
④	インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更する

2. 特に、法人インターネットバンキングをご利用のお客さまにおかれましては、上記1の対策を実施いただくとともに、以下の対策を実施してください。

法人インターネットバンキングをご利用のお客さまに実施していただくセキュリティ対策	
①	電子証明書のセキュリティ強化やインターネットバンキング専用のセキュリティ対策ソフトの導入など、当金庫が提供しているセキュリティ対策を実施する
②	当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書を利用しない

法人インターネットバンキングをご利用のお客さまに推奨するセキュリティ対策	
①	パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はインターネットバンキングに限定する
②	パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断する
③	取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用する
④	振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する
⑤	不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかをその都度確認する